高齢運転者等専用駐車区間の

正しい利用をお願いします





この<mark>標識</mark>の設置してある場 所には





この標章を掲示して いる自動車が 駐車できます!!



利用時の注意

利用できる<mark>曜日や時間が表示されている場合は,標識に従って利用をしてください。</mark>

標章の使い方

標章の交付を受けた本人が運転している場合に限り駐車できます。

標章に記載されているナンバーの車が駐車できます。

標章はフロントガラスの前方から見えやすいように掲示してください。

高齢運転者等専用駐車区間に,標章を掲示していない車両が駐車した場合は 駐車違反となり,他の場所より2,000円高い反則金・放置違反金が課されます。